

公益社団法人栃木市シルバー人材センター配分金規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人栃木市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う報酬の配分に関する事項を定めるものとする。

(支払方法の原則)

第2条 センターは、就業した会員に対し、その就業に伴う報酬を配分金として現金で支払わなければならない。ただし、会員との合意により、会員が指定する金融機関口座に振り込む方法をもって支払うことができる。

2 センターは、会員との合意により、配分金の一部を控除して支払うことができる。

(支払期日の原則)

第3条 センターは、会員が就業した場合の配分金を毎月末日に締切り、翌月15日に支払うものとする。ただし、支払日が祝日、土曜日、日曜日にあたるときは、その前日とする。

(配分基準)

第4条 会員の就業に対する配分基準は、社会的に相当なものとする。

2 前項の基準を定めるにあたり、最低賃金法（昭和34年法律137号）に定める基準を尊重する。

(配分金基準の決定)

第5条 会員の就業に対する配分金の見積基準は、仕事の種類、内容等を考慮して、理事会において定めるものとする。

(規約の改廃)

第6条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要事項については理事会の議決を得て別途定めることができる。

附則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。